

鷗外の歴史小説試論

(三)

—初稿「興津」から改稿「興津」へ—

木村真佐幸

べき新意を見出さん」と過剰なまでとも思われる自信と自己顯示である。ところで、広告はこれに留まるものではなかつた。すなわち、以上は“総論”で、次に“各論”が存在するのである。しかもその“各論”的配列順序にも問題がある。まず最初に「阿部一族」、そして中間に、「興津弥五右衛門の遺書」、最後に、「佐橋甚五郎」を一と二つた形である。この問題は、次の“各論”を紹介してから検討してみたい。

「『阿部一族』は細川家の史料に拠り、従四位下左近衛少将兼越中守細川忠利の病死に筆を起し、忠利が其の臣寺本八左衛門以下十八人の殉死の願を聽許し、独り阿部弥一右衛門にのみ之を許さざりしより、弥一右衛門世を狭うし、つひに阿部の一族主家の討手を受け、悉く滅亡に及ぶ物語。」——ついで二番目の「興津弥五右衛門の遺書」は、「細川三斎公遺愛の名香初音の由来、弥五右衛門追腹の次第を述ぶ。其の文流暢明晰、其の人となりを偲ばしむ」とあり、「興津」に関しては、「三斎公遺愛の名香の由来」を第一義に、その副次的なものとして「弥五右衛門の追腹の次第」となつてゐることは、既に問題提起して來たことと関連して素通りはできないところであろう。そして結びとして、「小山の城の月見の宴、城将利四郎三郎の寝首をかいた当たる最初の作なり。其の観察の点に於て、其時代の背景を描くの点に於て、殊に其の人格描写の点に於て、読者は必ず此の作に或る驚く

所」と資料の交換、また、翌大正二年三月九日、歴史小説第三作「佐橋甚五郎を艸し畢り」、四月三日、「夕より興津弥五右衛門に関する史料を整理」、六日「阿部一族等殉死小説を整理」、そして八日、「植竹喜四郎に転事篇の原稿」をわたした。しかし、「植竹喜四郎の請へるにより」これを「意地」と改めた……とある。

以上が、初稿「興津」から改稿「興津」に至る経緯である。つまり以上、三つの歴史小説を一括して「意地」と表題したのであるが、その「意地」について鷗外は、自らの手によつて廣告文を認めた。しかもこれが注目すべき一文でもあるので、あえて引用してみると、「『意地』は最も新らしき意味に於ける歴史小説なり。從來の意味に於ける歴史小説の行き方を全然破壊して、別に史実の新らしき取扱ひ方を創定したる最初の作なり。其の観察の点に於て、其時代の背景を描くの点に於て、殊に其の人格描写の点に於て、読者は必ず此の作に或る驚く

して、済ました顔で家康に謁見して帰りたる奇人、意地強きすね者、流石の家康も警戒したる人物、その一代の奇しき運命の物語。」としてこれを紹介している。

すでにいくつかの疑問を投げかけて来たように、この「意地」の広告文からは、様々の問題を指摘することができる。第一に、「意地」が「最も新しい歴史小説」と言明している点である。仮にこれをこのことば通り受けとるならば、「意地」以前の「歴史小説」三作は単なる「殉死小説」の意味しかなくなる。いや、それだけではあるまい。鷗外の真意は、それらの作品を払拭して過去の彼方へ喪りたかったのではなかろうか。いや、厳密にはそれも正鶴を得てはいない。

つまり、詮じつめれば、初稿「興津」を払拭したかった—そのために他の二編は、「蓮託生」という見方は、余りに極端といふべきであろうか。いま一つ、この「広告文」における三つの作品の配列である。すでに若干ふれたように、「興津」を三編の中間に位置づけ、前後でこれをオーバーラップさせる。すなわち、第三の視点である内容に関連づけてこれを考へると、初稿「興津」にみられた「殉死肯定、讃美」の主題の転換である。つまり「三斎公遺愛の初音の由来」が第一主題で、その派生としての「興津追腹の次第」を添加した、しかもその文章たるや、「流暢明晰、其人となりを偲ぶ」に倣すると強調している点である。では鷗外は、何故にそのような周到な配慮と経緯を必要としたのであろうか。この問題については、拙稿「興津」改作の背景（札幌大学紀要・第三号）ならびに、「鷗外の歴史小説試論」「意地」広告の意味するも—（北大「国語国文研究」第五十号）等で触れたので、ここでは重複を避けねばならないが、その改作の背景を一言すると、一、初稿「興津」執筆後における「乃木殉死」の世論の変化、二、「活教材」としての「乃木殉死」の取扱いをめぐる教育界の混乱、三、殉死者の続出（偽乃木の続出）ならびに、高官たちへの殉死

勧奨の風潮、四政界、思想上におけるその後の変遷、五海外におけるその後の反響。二、明治の終焉（「新時代には新人物を」といった大正の新時代の強調）。三、大正の新時代における鷗外のめざましい活躍ぶり、という側面が主要な要因となつて来るかと考えられる。では「興津」の初稿と、改稿との間にはどの様な相違点がみられるか。以上の視点を延長して直かに作品に当ることも、必ずしも無意味とは思われないので、視点を以上の背景に限定して作品に照射してみたいと思う。

二

ところで、鷗外の歴史小説成立の問題に、逸早く先鞭をつけたのは周知の通り斎藤茂吉の「鷗外の歴史小説」（「文学」昭和一一・六）であった。氏は、「乃木大将の自刃について、哲学者・倫理学者・教育学者等の批判が新聞に載り、当時の思想界を支配しつゝあつた其等有力學者の言語のうちには、これを旧時代の遺残の行為と做し、寧ろ非難しようとする傾向が見えた。特に谷本博士の言説の如きは、その色彩が鮮明で、それほどでもない他の学者の批評でも、乃木大将の行為を理会し肯定することを以て過去世の古い考としたのであるから、況んや思ひ切つて其の讃美しようといふものなどは一人もなかつた」とし、「これは当時の批評を丁寧にしらべてもらえば明らかに分かる」とである」と述べ、結論として、「かういう所謂有力者の言説のあひだに行はれた、四十七士を讃美すると等しい浪花節的感激の通俗言語は勘定に入れないと云ふことを承知せられた」と、ただし書をつけていることも注目される—このような考え方の延長線上に立つての論も少なくないが、しかし吉田精一氏の、「大正時代と白権派の位相」（「解釈と鑑賞」昭和三二・八）や、尾形彷氏の「阿部一族」（「森鷗外必携」昭和四三・二）ならびに、「鷗外歴史小説の史料と方法」（「興津弥五右衛門の遺書」『阿部一族』（東京教育大学文学部紀要 国

文学・漢文学論叢一第七輯昭和三七・三)、生松敬三氏の「乃木大將の殉死—その評価の変遷—」(『解釈と鑑賞』昭和四四・一)等にみられる殉死世論が必ずしも茂吉説どおりではなく、むしろ“讃美”に傾いていることを指摘している。わたくしも、ここ数年、可能な範囲で関係新聞雑誌等に眼を通して來たが、その評価に、一つの“異相”があることに気づいた。それは乃木殉死の直後と、いま一つは、乃木夫妻の葬儀が終了した九月十八日以後との相違である。いま前者について

「意地」おぼえがき」（明治大正文学研究 第二十二号）、吉田精一氏「筑摩版森鷗外全集第三巻後記」等、ごく最近では若き研究者、半田美永氏の「森鷗外の『殉死小説』試論—『興津弥五右衛門の遺書』改作の場合—」（皇學館論叢第四巻第三号、昭和四六・六）等々、それぞれ秀ぐれた卓見で示唆されるところが多いが、今回は前述のように「『興津』改作の背景」の拙稿の視点に限定して作品分析を試みた

は勿論のことであるが、視点を換えていうと、明治天皇の御大葬といふ国家的行事が介在しているという背景である。すなわち世界各国の元首、大統領ならびに報道陣が、この日本にひしめいているという現実がそこにあり、哲学者・論理学者・教育学者等——いわゆる知識人といわれる連中の発言は、当然、これら諸事情を十二分に意識しての発言と考えられるからである。いま一つ、後者の、乃木夫妻告別式終了後（九月十八日、鷗外が初稿「興津」脱稿後）であるが、これは相当趣を異にしている。これは、乃木批判の反作用的現象もいくらか存在すると考えられるが、どちらかといふと“乃木讃美”に傾いていることは否定できない。なお、その世論の変遷については、既に拙稿で触れたので、ここでは省略する。

さて、さらにもう一つの点、すなわち、初稿「興津」と、改稿「興津」との対比または「意地」論についてであるが、早くは、春藤春夫の「新らしき歴史小説の先駆『意地』を読む」（「スバル」大正二・八）、すでに触れた斎藤茂吉の「鷗外の歴史小説」、唐木順三（筑摩選書「意地」昭和二三）ならびに、筑摩の唐木順三全集第二巻「鷗外の精神」（昭和四二・七）高橋義孝氏の「森鷗外」（新潮社、昭和二九・一）「驚の宮書房、昭和四三・三」その他、生松敬三氏の「森鷗外—近代日本の思想家—」（一九五八・九）、竹盛天雄氏「歴史小説集

—

初稿「興津」は周知の通り、冒頭に、「某儀今年今月今日切腹して相果候事奈何にも唐突の至りにて、弥五右衛門奴老耄したるか、乱心したるかと申候者も可有之候へ共、決して左様の事には無之候」として、乃木の遺書にみられる、「小生此度の処決は西南戦争以来の心事に候」と、巷間に聞える「乃木発狂説」を否定、ついで話は、「最早三十余年の昔に相成候事に候」と溯及、興津弥五右衛門が相役横田某と共に細川忠興から、「御茶事に御用被成候珍らしき品買求め候様被仰含められ相役と兩人にて、長崎へ出向」く。幸にして「異なる伽羅」の大木が渡来している。ところが、その「伽羅」にも、「本木と末木」があり、しかも、はるばる仙台家、伊達中納言の役人も同様な命を受けてきており、結局、競合して、値段をせり上げることになる。さて相役の横田はこの現象をみて、「仮令主命なりとも、香木は無用の観物に有之、過分の大金を擲候事は不可然」所詮本木を伊達家に譲り、末木を買求め云々と主張する。興津はすぐさまことばをかえして「某は左様には存じ不申、主君の申附けられ候は、珍らしき品を買求め参れとの事」したがって、渡来中、本木の方が、「尤物中の尤物」であるから、「それを手に入れてこそ主命を果すに当る」と、主命絶対を楯に反駁、さらに、本木を伊達家に譲っては、「伊達家を増長させ」

「細川家の流を瀆す事」にもなると、武士の意地を通そうとする。相役横田はこれを聞いて嘲笑、「一国一城を取るか遣るかと申す場合ならば、飽く迄伊達家に楯を衝くが宜しい」、しかし、「高が四畳半の炉にくべらるる木の切ならずや、それに大金を棄てんこと存じても不寄」、所詮、力瘤の入れ処が違うと再度切り返してくる。興津は相役の合理性にたじろぎながらも、「それは奈何にも賢人らしき申条なり、乍去某は只主命と申物が大切なるにて、主君あの城を落せと被仰候はゞ、鉄壁なりとも乗取り可申、あの首を取れと被仰候はゞ、鬼神なりとも討果たし可申と同じく、珍らしき品を求め参れと被仰候へば、此上なき名物を求めん所存」と一貫して滅私奉公論に終始一つまり、「主命たる以上は、人倫の道に悖り候事は格別、其事柄に立入候批判がましき候は無用」といった典型的な封建的倫理観を前面に打ち出し、強硬態度を崩さない。横田は、一そく嘲笑して、「これが武具杯ならば、大金を代ふとも惜しからず、香木に不相応なる価を出さんとせらるるは、若輩の心得違」と、人生経験未熟という視点からおも攻撃の手をゆるめない。もつとも、この時の興津の年齢は「当時未だ三十歳に相成らざる某」とあるだけで、正確には幾つであるかは明示されていないが、「若輩」という動かし難い言辞はやはり興津をエスカレートさせることになった。つまり、「茶儀は無用の虚礼なりと申さば、国家の大礼、先祖の祭祀も總て虚礼なるべし、我等此度仰を受けたるは茶儀の御用に立つべき珍らしき品を求むる外他事なし、これが主命なれば、身命に懸けても云々」と、ついにその極限にまで競合してしまう。結果的には、「抜打に切付け」てきた横田を「一打」で討ち果たし、本木を求めて帰参、三斎公に、「主命大切と心得候為めとは申ながら、御役に立つべき侍を一人討果し候段、恐入り候へば、切腹被仰付度」と請願する。ところが、三斎公は、「其方が申候一々尤至極なり、仮令香木は貴からずとも、此方が求め参れと申付けたる珍品に相違なければ、大切と心得候事当然なり」と逆

に褒賞され、「総て功利の念を以て物を視候はば、世の中に尊き物は無くなるべし」と、横田理論は否定される。しかも興津が、一人の生命を犠牲にしてまで求めた香木が、「希代の名木」であり、「聞く度に珍らしければ郭公いつも初音の心地こそすれ」という古歌に基づき、「初音」と銘じた旨を語り、「斯程の品を求帰り候事天晴なり、但し被討候侍の子孫遺恨を含居ては不相成」と、爾後の事にまで思ひを及ぼし、相役の嫡子と三斎公の御前で盃をうけ、「互に意趣を存間敷旨」を誓言といつた具合に、まさしく「興津」の面目躍如たるものである。

ところで、興津の面目は、これで留まるものではなかった。つまり後日談としてなおも、余香がつづくのである。すなわち、興津が求めて來たくだんの香木は、主上行幸の折にこれを献上、ことのほかの「叡感」あって、「たくひありと誰かはいはむ末勾ふ秋より後の白菊の花」の古歌の心に通じ、「白菊」と名づけられたことを聞き、「某が買求候香木、畏くも至尊の御賞美を被り、御当家の誉と相成候事、不寄存仕合と存じ、落涙候事に候」と、その榮誉尽くるところを知らずの感を抱かしめるのである。しかし、興津は、「乍去、一旦切腹を思定候某、竊に時節を相待居候処」、時たまたま寛永十四年、鳴原征伐があり、戦場で一命をするべく所存であったが、これも果たさず、逆に恩賞をうけ、まさに「宿望不相遂、余命を生延」の結果となってしまった。その後、宿望遂げる機会もないままに、興津は年輪を重ねていった。かくして、その機会はついにおとされた。「最早某が心に懸かり候事毫末も無之、只々老病にて相果候が残念は有之、今年今月今日殊に御恩顧を蒙候松向寺殿の十三回忌を待得候て、遅馳せに御跡を奉慕候。殉死は國家の御制禁なる事、篤と承知候へ共壯年の頃相役を討ちし某が死遲れ候迄なれば、御咎も無之歟と存候」が、と、燈火暗き草庵のもとに、「興津弥五右衛門」は、ひとり静かに殉死を遂げるのである。

以上が、初稿「興津」の展開を、順序を追つてみて來たが、総体的にいえることは、殉死が国の制禁にもかかわらず、その必然性をみごとに貫いていることである。しかも、それだけにとどまらず、殉死讚美がみられ、その拠るべく底流として、「主命絶対」のモラルであり、功利的観念の否定そのものであり、換言するならば、権威主義的秩序体系の中に生まれる価値觀である。「興津」のことばに示される、「主命たる以上・其事柄に立入、批判は無用…」がすなわちそれであり、また、「主命なれば」事のよしあしには関係なく、とにかく、「身命に懸けても相果」たすのが、家臣たるもの務…という言辞によつても象徴される、いわゆる自律的価値觀の喪失したモラルである。

いま、これを乃木問題に視線を移して考えてみると、乃木の遺書にある「西南戦争軍旗喪失事件」時、連隊長であった乃木少佐は、「大元帥陛下から賜うところの軍旗を失い、なんの言あつてか陛下に謝し奉ることができよう」（報知新聞「血染の軍旗」とて、將に自尽しようとした。居合わせた連中がこれを諫めとどめ、その場は自尽の意をひるがえさせたが、しかしその意志は堅く、乃木は待罪書を提出して処罰を請うた。参軍中将山県有朋は、乃木の極刑すら主張、しかし、極力これを諫止し、乃木の戦功面を推称して、他日の貢献に期待と論じたのは、第一旅団司令官の野津鎖雄少将であった。結果的には明治天皇の裁可によつて、逆に中佐に昇進し、熊本鎮台參謀、いうなれば、戦場整理の留守部隊勤務、つまり、病後保養の閑職といふわけである。乃木にとってこのことは、「死にまさる苦悶」であった。周囲の連中は、「乃木を絶対自決させてはならぬ」という明治天皇の沙汰にひどく緊張していたという。

このようにして、乃木は戦場に於ける死所を失つた。遺書にも記されているように、以後の乃木の生涯には、常にこの傷痕がうずきつづけていた。そして、その機会がやつて來たかにみえた。明治二十七年

八月一日、日清戦争の勃発がすなわちそれである。乃木は旅團長として出征のため全隊を広島に集結した。その時の詩に、「肥馬大刀尚未酬 皇恩空浴幾春秋 斗瓢傾尽醉余夢 踏破支那四百州」あるいは、「數ならぬ身にも心の急がれて夢安からぬ広島の宿」。これらの詩や歌の中には、明らかに「軍旗喪失」の責を果たすべく、死所を得る気持がよみとれる。さて、その日清戦も、乃木旅團は最も困難とされていた蓋平作戦に功を挙げ、乃木を戦將として評価を高める結果となつた。明治二十八年三月十日、明治天皇は、その戦功を称え、次のような勅語を賜わつた。「其軍ノ一部曩ニ蓋平ヲ占領セシ以来、能ク辽寒ニ堪ヘ、来襲ノ敵ヲ擊退シ、今又鞍山站・牛莊地方ニ転戦セル第一軍ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメ、終ニ之ト協力シア營口地方則チ盛京省重要ノ地点ヲ略取ス。朕深ク之ヲ嘉尚ス。」など。なお、同年四月五日、乃木は陸軍中將に進み、第二師團長を命ぜられ、五月十八日、金州方面守備隊司令官に兼補された。日清戦争に於いても、やはり「死所」は与えられなかつた。そして、次の日露戦争である。明治三十九年一月十四日、新橋に凱旋、乃木は泥まみれの軍服のまま参内に、「臣希典不肖にして陛下の忠良なる将校士卒を旅順に於て多く失ひたり此上は只割腹して罪を陛下に謝し奉らんのみ」（「東京日日」大正元年九月二十五日、「報知新聞」同二十五日）と奏上したが、明治天皇は、「卿が割腹して朕に謝せんとの衷情は朕能く之を知れり、然れども卿は輕々にして死すべきに非ず長く朕に侍して忠を攫んずべし：」（東京日日）の意味の沙汰で、乃木の請願はここでも却下、また、「今は卿の死すべき秋に非ず卿若し強ひて死せんとならば宜しく朕が世を去りたる後せよ：」（報知新聞）云々、もっとも、この極秘事實は「将军に崩御の後殉死せよ」の思召にあらずして、「要は余生を長らく万一族が世を去りたる後も猶朕に尽したる心を以て新帝に事へ而して後死せよ」の意味である旨、岡沢侍従武官長が、補足しているが、乃木

の理解は、乃木のみが知るところであろう。したがって、乃木は、殉死一両日前から、「暇乞」や、「片見分」のため、それとなく旧知を訪ねている（「報知」大正元年九月二十七日）。鷗外もその「片見分」については、「載冠詩人」や、山田弘倫の「軍医森鷗外」でも記されるように、直接体験している。もっとも鷗外は、その時点では乃木の真意を忖度できなかつたのであるが。

以上のように、乃木の西南戦後の生涯は、いかにして「死所」を得るかであった。しかし結果は、その意図とはうらはらに、現実は恩寵の累積にほかならなかつた。かくして、明治天皇の崩御、—乃木の辞世の歌どおり、三十余年の「宿望」がここによやく実現して「うつし世を神さりまし」大君のみあとしたひて我はゆくなり」こそ、乃木の偽わらざる真情であつたはずである。まさに「興津」の切腹は、「老耄」でも、「乱心」でもなく、「三十余年の昔」からの「宿願」にほかならない…との主張と完全に一致するわけである。

いささか、枝葉に流れてしまつたが、これら初稿「興津」にみられた諸要素は、改稿「興津」へはどのように変遷していくか一を辿つてみたい。

四

まず、改稿「興津」の冒頭であるが、「某儀明日年来の宿望相達候て、妙解院殿御墓前に於いて首尾好く切腹いたし候事と相成候。然れば子孫の為め事の顛末書き残し置き度く、京都なる弟又次郎宅に於いて筆を取り候。」とあり、初稿「興津」の冒頭とは、およそ趣を異にしている。つまり、「ひとり草屋のともしびの消えるとともに寂びしく死んだ事情とも異なつて、晴れ晴れしい殉死であることが謳われている」（竹盛天雄「歴史小説集『意地』おぼえがき」明治大正文学研究第二十二号）し、また視点をかえてみると、「定本と初稿とをくら

べてみれば、初稿の方が激越であることがわかる…単にこの冒頭ばかりでなく、初稿の方が一段と激情を以つて書かれてゐる」（唐木順三「筑摩全集第二卷」「森鷗外—その人と文学」という見方は、まさにその通りで、その激情の抑制方法として、「史実」に基づき、初稿にみられた「衝動性」を払拭する意図を感じとられる。その一つに、「興津」の家系紹介である。その家系図も、祖父・父・兄と紹介して来てその延長線上に、「興津弥五右衛門」を登場させ、「長崎での」香木をめぐる事件の紹介、—その後の恩賞…。ところで、改稿には初稿には全くみられなかつた、制度として殉死の様相が、にぎにぎしく扱われており、これは、いわば、興津弥五右衛門追腹の必然性の伏線でもある。つまり、妙解院殿卒去の折、十九人の殉死者がおり、また、松向寺殿御卒去の砌にも、四人が直に殉死、しかも、一々殉死者の系累を紹介し、その結果、「某は此等の事を見聞候につけ、いかにも羨ましく技能に不堪候へども、江戸詰御留守居の御用残り居り、他人には始末難相成、空しく月日の立つに任せ候…」として、恩寵をうけた三斎公の御跡を追えなかつたことに、遺憾と煩悶の心情を吐露している。

さて、その機会は遂に来た。すなわち、「松向寺殿御遺骨」を京都の、「紫野^(注2)大徳寺中高桐院に御納骨：」という事態である。弥五右衛門は、折よく「御用相片付」いたことでもあり、早速、当代である細川光利に、「宿望」を言上し、「已み難き某が志を御聞届被遊候」となる。しかも、「御暇乞」に参上すると、過分な饗應をうけ、主君御手^{（かね）}ずから御茶のもてなし、さらに引出物に、細川家の九曜の定紋入りの「赤裏の小袖二襲」のみならず退下後も、わざわざ使者を立てて、「後々の事心配致間敷…」のことばと、「御歌」を賜わり、京都での事は、「万事古橋小左衛門と相談して執り行へ」と微に入り、細にわたった待遇ぶり、その他、重臣たちからも、「御歌」をうけ、江戸出立時は、「御当代の御使」として田中左兵衛が、東海道五十三次の第一の

駅次まで見送り、餞別として「詩歌」を鳥丸大納言資慶卿を筆頭に、多彩な顔ぶれの紹介があり、文字どおり、「晴れ晴れしい」鹿島立ちで、初稿「興津」とは全く、様相を一変しているのである。それだけではない。つづいて、殉死の場所の詳細な描写と、殉死の「華麗」なる光景の描写である。「興津」自身も、「いかに晴がましく候て、心苦しく候へ共、是亦主命なれば無是非候：」と述べ、「主命」の優遇に感動しているわけである。次に殉死の場所であるが、「船岡山の下に仮屋を建て、大徳寺門前より仮屋乞、十八町の間、藁筵三千八百枚余を敷き詰め、仮屋の内には畳一枚を敷き、上に白布を覆」う、立会として、御当代の御名代、谷内蔵之允、家老長岡与八郎、同半左衛門をはじめ、大徳寺の清巖実堂和尚までもが臨場、「やがて伴才右衛門も可参候：」と、これまた、初稿にみられた、「此遺書蠟燭の下にて認め居候処、只今燃尽候、最早新に燭火を點候にも不及、窓の雪明りにて、敏腹搔切候程の事は出来可申候：」とは、まさに対極の様相である。さらに、改稿「興津」は、切腹の場を生々と描き、その周囲に、京都の老若男女が、「堵の如く」集つて見物している様、そして、「落首」の中に、「比類なき名をば雲井に揚げおきつやごゑを掛けて追腹を切る」と、鷗外は、細川家の史料に基づきながらも、巷間の点描をも見落さなかつたのは、世論に敏感な側面が肯ずかれて興味深い。

興津弥五右衛門が江戸出立の折、当主光利が、林外記、藤崎作左衛門を使者として、「後々の事心配致間敷」のことばがあつたことは既に触れた。その後日談という事も含めて、改稿「興津」では、「興津家の家系」を図式化して示し、その後に、遂に説明を加えてい。る。つまり、「興津弥五右衛門景吉の嫡子才右衛門一貞のその後の経緯（いや、処遇といったほうが適切かも知れぬ）を筆頭に、五世弥五右衛門、六世弥忠太、七世九郎次、八世九郎兵衛、九世栄喜、十世弥忠太、そして十一世弥五右衛門の代に明治維新を迎えたこと、さらに

弥五右衛門景吉の父景一に、男子が六人、当の弥五右衛門景吉は二男であるから、長男九郎兵衛一友、三男年三郎、四男忠太、彼は後に四郎右衛門景時と名乗るが、三斎公健在の砌のエピソード、また細川綱利の参勤交代の時、人馬調達に特異の才気を發揮して、一日先に江戸を出立した黒田右衛門佐光之を、土山水口の駅で乗り越すというエピソードを加え、綱利の覚えめでたく、四郎右衛門の二男四郎兵衛を招し接えることになったこと、さらに四郎兵衛の嫡子作右衛門、その子、登が越中守宣紀に任用され、役料共七百石を得たこと、また、登の嫡子衛一郎は、玉名郡代、物頭に列せられ、明治三年、鞠獄大属になつて、名を登と改めた—という具合に、以上、興津弥五右衛門の四男の子孫まで描写、そして最後に、五男八助、六男又次郎のことを補足して、これで「興津弥五右衛門」にまつわる人々は、残らず描写したことになり、作品はここで結ばれているのである。

五

以上、ながながとその展開の跡を辿つて来たが、たしかに改稿「興津」には、およそ初稿「興津」にみられない様相がある。鷗外の広告文にある、「『意地』は最も新らしき意味に於ける歴史小説」であり、その「新らしき」とは、「史実の新らしき取扱ひ方を創定したる最初の作」であることも大体は肯ずかれる。また、「興津」に至つては、「細川三斎公遺愛の名香初音の由来」が第一主題であり、「弥五右衛門追腹の次第：」が第二義的に扱われていることも、ほぼ間違いない。それでは、「意地」以前の三つの作品、特に、初稿「興津」の存在をどのように認識するとよいのであろうか。わたくしは、今まで「興津」改作の背景——を幾つかあげて論じて來た。結局、初稿「興津」執筆時にみられた、あの dionysisch な感覚から覺め、その後、世相を

apollonisch に、そして観照的にみる時、少なくとも、「主命絶対」、「殉死讃美」を中心とした初稿「興津」を払拭したい鷗外の潜在意識は否定できないのではなかろうか。そのためにも、風習の圧力を、それぞれの立場で利用しようとした—換言すると「功利の念」から発した「殉死」に対してこれを批判した—「阿部一族」、さらに「叛逆」「亡命—自滅：」とも言える「佐橋甚五郎」を鷗外は発表してきた。しかし、「意地」における、「興津弥五右衛門の遺書」は、従来「殉死をある程度批判的に扱っている作品」という見方に対し、「殉死への批判はどこにも打ち出していない」（半田美永「森鷗外『殉死小説』試論—『興津』改作の場合」—皇學結館論叢第四卷第三号）という鋭い指摘もある。そこで、わたくしは、改稿「興津」にみられる最も大きい特色は何か—ということを考えてみると、第一に「父兄悉く出格の御引立を蒙り云々」、また、興津弥五右衛門が、殉死の許を得て江戸出立の折の光利のことば、「後々の事心配致間敷：」等にみられる「一族系累の問題」描写である。とにかく、弥五右衛門殉死後は、一族総べてが武家政治崩壊まで、何らの形でその身を安穏な地位に置いていることである。もちろん、弥五右衛門の殉死など、仮になくとも、興津一族は安泰であったかも知れない。しかし、作品としては、やはり、弥五右衛門の殉死が、かなり一族に強く影響していると思えるのであるが—。とにかく改稿中における興津一族の描写はかなりのウェイトを置いていことがあるは確かである。わたくしは、「興津」改作の背景の立論を、作品に牽強附会する気持はさらさらないが、結論を急ぐならば、やはり、改稿「興津」は、初稿「興津」の払拭であり、換言すると、「脱乃木」ではなかつたのか。乃木家は、断絶の運命にあつた。実質的には、二子も夫人もなくなつた。つまり遺書には“断絶”が強調されていた。しかし、改稿「興津」の子孫は武家政治崩壊まで安泰であった。これを婉曲な“脱乃木的”要素とみるのは余りにも単

純すぎるであろうか。とにかく、「阿部一族」にみられる「功利の念」は表面には出ていないこともたしかである。しかし、鷗外はなにゆえに改稿「興津」で、『後日談』をながながと書いたのであろうか。わたくしのいう「殉死批判」は、このような限定付の批判なのである。第二の点—「史実」にかなり忠実な点である。これは鷗外自身が、その広告文で主張していることは既に度々触れた。ところで、わたくしは、初稿「興津」の払拭ということを述べた。しかし、一たん、活字になってしまったものは、所詮払拭は容易ではない。これは、はかない願望に過ぎぬ。したがって、初稿は、その後記にも書かれているように、史実のじゅう分な把握から描いたものではなく、「意地」に収められている、「興津弥五右衛門の遺書」こそ、本物である：という主張である。「歴史其儘」—これは、ある意味では、かなり強力な楯となるはずである。

ところで、この問題は、初稿と改稿を比較したからといって、すぐさま解決されるような単純な問題ではないことは、充分承知しているつもりである。以上は、一つの視点に過ぎない。したがって、今後「かのやうに」の都合主義、功利主義、現実主義から、初稿「興津」へ、そして、「阿部一族」、「佐橋甚五郎」を経て、「意地」に収められる三つの作品を、その流れの上から総合的に把えて、それをより深めるための側面として、時代的背景、鷗外の現実的な立場などを照射しつつ、先学の諸説をふまえながら作品分析を次の機会に試みたいと思う。

(一九七二・九・二十四)

注(1)(5)鷗外の歴史小説試論(1)—「興津」改作の背景—(札幌大学紀要第三号)

(2) 現在の京都市北区紫野大徳寺町にある臨済宗大徳派の本山で、高桐院

は慶長年間、細川忠興が建立したもの。

(3) 現在の滋賀県土山町と水口町。

(4) 刑事被告事件の上級裁判官に当るもの。